

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2021 秋号

2021年10月発行 第104号



ご挨拶

爽やかな風が感じられる季節となりました。新型コロナウイルスに対するワクチン接種も相当進展し、皆様方におかれては社会経済の回復のため懸命のご尽力をなされておられると存じます。

ところで、コロナ感染症その他様々な事象を名目に、官公庁の職員や警察官あるいは銀行員を騙って、キャッシュカードが盗取され、被害に遭う事件が多発しています。個人の預貯金者がキャッシュカードを盗取された場合には、所謂「預金者保護法」に基づいて、一定の場合、当該金融機関が被害金額の補填をする取り扱いが制度化されています。全銀協は「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」を行い、その具体的な運用の取り組みを定めています。

法によると、当該払戻しについて当該金融機関が善意無過失であることを前提に、一定の要件を具備している場合には、個人の預貯金者は当該金融機関に対し被害金額に相当する金額の補填を求めることができ、預貯金者が無過失の場合は全額の、預貯金者の過失(重大な過失を除く)に基づく場合には4分の3に減額して補填し、重大な過失による場合には補填を要しないとされています。

この制度に基づく被害及び補填の状況については、金融庁の発表(令和3年6月29日)によると、令和2年度(令和2年4月～3年3月)における盗難キャッシュカード被害発生件数は10,826件、被害総額は85億1,900万円に達しています(遺失・詐欺による被害も含む)。そのうち、既に法に基づく処理方針が決定された件数は9,018件であり、その内訳は、被害金額の全額が補填された件数は645件、75%又は一部が補填された件数は4,407件、補填しなかった件数は3,966件とされています。

補填の是非・内容については、ほぼ金融機関と被害者との協議により決定されていますが、最近、補填の成否について争われた事例があります(東京地判 令3・2・19 金判1618・37)。そのケースでは、預金者である当時86歳の女性(当時息子夫婦と同居)が、自称警察官から、女性の偽造キャッシュカードにより預金が引き出されたので、調査のため女性の開設している預金口座の銀行名、口座番号及び暗証番号を告げるよう架電され、指示通りその内容を知らせたところ、同日、自称警察官が来宅し、キャッシュカードを封筒に入れ封印して保管するように指示され、指示どおりその者が持参した封筒に封入したところ、封筒に捺印するように求められ、当該封筒を玄関に置いたまま印鑑を取りに自室に戻った際に、封筒をすり替えられ、キャッシュカードを盗取されたという事案でした。判決はその女性に「重大な過失」がありと認定し、補填請求を棄却しました。預貯金者の「重大な過失」の認定事例として参考になるものと思われれます。

2021年度の金融機関における業務範囲規制の緩和及び資金交付制度について、本ニュース2頁に記載のとおり、セミナーが開催されます。また、11月9日(火)には、FATF対日相互審査結果を踏まえた金融機関の実務対応についてのセミナー(オンライン限定)が開催され、当事務所弁護士も講師を務めます。詳細は当事務所のホームページをご覧ください、ご参加いただきますようご案内いたします。

大阪事務所執務しておりました菊地悠弁護士が、去る8月31日をもって退所し、ある企業の法務部に移籍いたしました。同君の活躍と発展を祈念してやみません。

会長弁護士 中務 嗣治郎

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私事で大変恐縮ではございますが、本年8月末日をもちまして、当事務所を退所させて頂くこととなりました。

3年8か月という短い期間ではございましたが、クライアントの皆様方から様々なご依頼・ご相談を頂いたことで、常に、多くを学び、成長を実感できる充実した日々を送ることができました。

弁護士として未熟なあまり、クライアントの皆様方にはご迷惑をおかけすることも多々あったことかとは存じますが、案件やご相談を通じて皆様方の様々な知識やご経験を拝聴することができたのも、弁護士の仕事ならではの貴重な経験であったと改めて実感しております。

クライアントの皆様方より大変ご厚誼を賜りましたこと、この場をお借りして深く御礼申し上げます。

当事務所で得た知識及び経験を最大限に活かして、人として、弁護士として、ますます精進して参る所存です。

末筆となりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行で、先の見通せない未曾有の事態に直面している昨今ではございますが、クライアントの皆様方の今後のさらなるご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

謹白

セミナーのご案内

2021年銀行法等改正・資金交付制度の概要と 地域金融機関の実務への影響

講師

弁護士法人中央総合法律事務所

こみや しゅん
弁護士 小宮 俊

開催日時：2021年12月21日(火) 13:30～16:30

参加費：1名につき35,640円(資料代・消費税を含む)

開催形式：【会場受講】【オンライン受講(V-CUBE配信)】
を選択できます

本年5月19日に「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」が成立しました。

本改正のうち地域金融機関に関連するものとして、金融機関における業務範囲規制や出資規制等に関する規制緩和を内容とした銀行法等の改正のほか、事業の抜本的な見直しを行う地域金融機関に対する資金交付制度の創設を内容とした金融機能強化法の改正があります。

また、金融庁では、本改正を受け、政令や内閣府令、監督指針等の改正も併せて実施しています。これらの改正は、今後の地域金融機関におけるビジネス展開に大きな影響を与えるものと思われます。

そこで、本講演では、銀行法等改正および資金交付制度の内容について、政令や内閣府令、監督指針等の改正内容も踏まえ解説したうえで、これらの改正が地域金融機関のビジネスに与える影響について考察することとします。

ご興味ございましたら下記の web ページをご覧くださいお申込みいただければ幸いです。

1. 銀行法等の改正

- (1) 改正の経緯
- (2) 改正の概要
 - (a) 銀行本体における業務範囲の拡大
 - (b) 銀行業高度化等会社における業務範囲の拡大および認可基準等の緩和
 - (c) 従属業務会社における収入依存度規制の撤廃等
 - (d) 銀行持株会社における共通・重複業務に関する規制緩和
 - (e) 出資規制の緩和
 - (f) 外国子会社・外国兄弟会社における業務範囲規制の緩和
 - (g) 協同組織金融機関における改正
- (3) 地域金融機関の実務への影響および対応

2. 資金交付制度（金融機能強化法の改正）

- (1) 改正の経緯
- (2) 改正の概要
- (3) 地域金融機関の実務への影響および対応

3. 質疑応答

■お申し込み方法

1. セミナーインフォのHP (<https://seminar-info.jp/>) から、ご希望のセミナーをご選択ください。
2. 「このセミナーに申し込む」ボタンから、個人情報入力画面にお進みください。
3. 必要事項をご入力の上、画面の指示に従ってお申し込みください。
4. お申し込み完了後、「セミナー参加登録完了のお知らせ」のメールが自動配信されます。内容のご確認をお願いいたします。

※お申し込みはセミナーインフォHPで受け付けております。
※お申し込み規約、個人情報の取り扱いにつきましてはHPをご参照ください。





弁護士

谷 崇彦
(たに・たかひこ)

〈出身大学〉
立教大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、会社法務、
家事相続法務

【改正プロバイダ責任制限法の概要】

弁護士 谷 崇彦

1 はじめに

令和3年4月21日、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」といいます)の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます)が成立し、令和3年4月28日に公布されました。

プロバイダ責任制限法は、インターネット上において、他人の権利を侵害する情報(名誉毀損・プライバシー侵害の書き込み、著作権侵害コンテンツ等。(以下「権利侵害情報」といいます)が匿名で書き込まれた際、権利を侵害された被害者が、被害回復のために、当該匿名の発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう発信者情報開示請求権を規定しています。

発信者情報開示請求権とは、①権利侵害情報の流通によって請求者の権利が侵害されたことが明らかであること、②損害賠償請求の行使その他開示を受けるべき正当な理由があることといった要件を満たす場合には、第三者であるプロバイダ等に対し、当該匿名の加害者(発信者)の特定に資する情報(以下「発信者情報」といいます)の開示を請求することができる権利をいいます。

本稿では、現行法が規定する発信者情報開示請求制度の問題点を取り上げると共に、改正法の概要を簡潔にご説明いたします。

2 現行法の問題点

現行法上、発信者情報開示請求によって、発信者情報の開示を受けるためには、①コンテンツプロバイダ(SNS事業者等)への開示請求を行い、アクセスプロバイダ(通信事業者、携帯電話会社等)のIPアドレス・タイムスタンプを取得し、②取得したIPアドレス・タイムスタンプを元に、アクセスプロバイダへの開示請求を行い、発信者情報を取得するという、二段階の裁判上の訴訟手続きを経る必要があり、発信者の特定のために多くの時間やコストがかかる等の課題が指摘されていました。

また、ユーザーID等を入力することにより自らのアカウントにログインした状態で投稿を行うことのできるログイン型サービスを提供するSNS事業者の中には、サービスにログインした際のIPアドレス等(以下「ログイン時情報」といいます)は記録しているものの、投稿した際のIPアドレス等は記録していない事業者があります。そのようなSNS事業者が発信者情報開示請求を行う場合、当該SNS事業者に対して、ログイン時情報の開示を求めることとなりますが、ログイン時情報が発信者情報開示請求の開示対象として認められるのかは現行法上明らかではなく、裁判例によっては否定される場合もありました。

3 改正法の概要

(1) 新たな裁判手続の創設

改正法は、①発信者情報開示命令、②提供命令、③消去禁止命令の規定を新たに創設しました。①～③の手続きは非訟手続(訴訟手続

に比べて手続が簡易なもの)であり、裁判所において一体的な手続として取り扱うことを可能にすることにより、柔軟かつ迅速な解決を図れることが期待されています。

① 開示命令(改正法第8条)

発信者情報開示に係る審理を簡易迅速に行うことができるようにするため、裁判所の決定手続によりコンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダに対して、その保有する発信者情報の開示を命ずることができることとしたものです。

② 提供命令(改正法第15条)

二段階の裁判手続に係る課題に対応するため、コンテンツプロバイダに対して、保有するIPアドレス、タイムスタンプ等により特定される他のアクセスプロバイダの会社名等の情報を申立人に提供することを命ずることができることとしたものです。

③ 消去禁止命令(改正法第18条)

開示命令事件の審理中に発信者情報が消去されることを防ぐため、開示命令の申立てに係る事件が終了するまでの間、その保有する発信者情報の消去禁止を命ずることを可能としたものです。

(2) 発信者情報の開示範囲の拡大(改正法第5条)

改正法は、コンテンツプロバイダ等がログイン時情報以外に発信者情報を有していない、投稿時の情報のみでは発信者を特定することができない等の要件を満たす場合には、当該コンテンツプロバイダ等が有するログイン時情報が開示対象になることを規定しました。

(3) 発信者に対する意見照会(改正法第6条)

現行法は、コンテンツプロバイダ等に対し、被害者から発信者情報の開示請求を受けた場合に、権利侵害情報の発信者に当該情報の開示の可否について意見を求める義務を課しています。

改正法は、コンテンツプロバイダ等に対し、当該義務の他に、発信者が開示に応じない旨の意見を述べた場合、その理由もあわせて確認する義務を課しました。また、コンテンツプロバイダ等が開示命令を受けたときは、原則として意見照会において開示の請求に応じるべきではない旨の意見を述べた発信者に対し、開示命令を受けた旨を通知しなければならないとの義務を課しました。

4 結語

本稿でご説明した改正法は、令和4年10月下旬までに施行される予定です。インターネット上の違法・有害情報の流通状況は、現在、高止まり傾向にあるなか、本改正により、現行法で挙げられていた課題点が解消され、被害者の被害回復がより実効性あるものになることが期待されます。



弁護士
江藤 寿美怜
(えとう・すみれ)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉
2014年12月 最高裁判所
法研修所修了(67期)
2015年1月 東京弁護士会登録
2016年7月 弁護士法人中央
総合法律事務所入所(東京事
務所)

〈取扱業務〉
企業法務、訴訟争訟、家事事件、
刑事事件

不正競争防止法における「営業秘密」の三要件について

弁護士 江藤 寿美怜

1 はじめに

2021年6月28日、警視庁は、回転寿司チェーンの大手である「かっぱ寿司」を運営するカッパ・クリエイト株式会社(以下「カッパ・クリエイト社」といいます。)の本社を家宅捜索しました。これは、同社の社長が、競合する寿司チェーン「はま寿司」の営業秘密を不正に入手していたとして、株式会社はま寿司(以下「はま寿司社」といいます。)から、不正競争防止法違反の疑いで刑事告訴されたことによるものです。当該社長は、元々はま寿司社の親会社である株式会社ゼンショーホールディングスの社員であり、はま寿司社の取締役を務めた後、他の飲食店運営会社の役員を経て、2020年11月からカッパ・クリエイト社の顧問となっていました。カッパ・クリエイト社顧問就任直後の2020年11月から12月中旬にかけ、はま寿司社の元同僚より、はま寿司社内で共有されていた日次売上げデータ等を数回にわたり、個人的に送付を受けていた疑いがもたれています²。

報道によると、当該社長は当該データを受領していることは認めているとのことですから、この事件の争点は、当該データが「営業秘密」に該当するかという点になります。そこで本稿では、不正競争防止法における「営業秘密」の考え方について、ご説明したいと思います。

2 営業秘密該当性の判断基準

(1) 不正競争防止法とは

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として定められた法律です(第1条)。同法違反に対しては、民事的には差止請求や損害賠償請求ができるほか、刑事罰も定められており、違反者個人に対しては最高で10年以下の懲役または3000万円以下の罰金が科される可能性があるとともに(21条3項)、違反者が属する法人等に対しても最高で10億円の罰金が科される可能性があります(22条1項1号)。

(2) 「営業秘密」の三要件について

ア 三要件とは

不正競争防止法では、企業の「営業秘密」(2条6項)を不正に取得したり使用したりすることを禁止しています。そのため本件のケースでは、カッパ・クリエイト社の社長が送付を受けた情報が、「営業秘密」に該当するかが問題となります。

「営業秘密」について、不正競争防止法は「秘密として管理されている生産方法、販売

方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。」と定めています(2条6項)。そのため、流出した情報が営業秘密に該当するためには、①秘密として管理されていること(秘密管理性)、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)、③公然と知られていないこと(非公知性)の三要件を満たす必要があります。

イ ①秘密管理性

秘密管理性が認められるためには、情報を保有者が当該情報を秘密であると単に認識しているだけでは十分ではなく、保有者の秘密管理意思(特定の情報を秘密として管理しようとする意思)が、保有者が実施する具体的状況に応じた経済合理的秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要があります³。これは、何が営業秘密なのか、従業員等にとって明らかである必要があるためです。

どの程度の秘密管理措置が必要になるかについては、過去の裁判例において、当該情報の性質、保有形態、情報を保有する企業等の規模等の諸般の事情を総合考慮し、合理性のある秘密管理措置が実施されていたか否かという観点から判断を行っているものと考えられます⁴。秘密管理措置の具体例として、経済産業省が、事業者が保有する情報が営業秘密として差止請求等の対象となるための最低限の水準となる対策を示している「営業秘密管理指針」⁵には、以下のような措置が挙げられています。

- 紙媒体の場合
 - ・ ファイルの利用等により一般情報から区分する
 - ・ 文書に「マル秘」等、秘密であることを表示する
 - ・ 施錠可能なキャビネットや金庫等に保管する
- 電子媒体の場合
 - ・ 記録媒体に「マル秘」等と表示する
 - ・ 電子ファイル名・フォルダ名へのマル秘と付記する
 - ・ 電子ファイルのヘッダー部分等にマル秘と付記する
 - ・ 電子ファイルそのもの又は当該電子ファイルを保存しているフォルダの閲覧にパスワードを設定する
- 物件に営業秘密が化体している場合(新製品の試作品等)
 - ・ 扉に「関係者以外立入禁止」の張り

紙を貼る

- ・警備員の配置や入館 IDカードが必要なゲートを設置する等して、工場内への部外者の立ち入りを制限する
- ・写真撮影禁止の貼り紙をする
- ・営業秘密に該当する物件を営業秘密リストとして列挙し、当該リストを営業秘密物件に接触しうる従業員内で閲覧・共有化する
- 媒体が利用されない場合(従業員が体得したノウハウ等)
 - ・営業秘密のカテゴリーをリストにする
 - ・営業秘密を具体的に文書等に記載する

ウ ②有用性

「有用」とは、財やサービスの生産、販売、研究開発に役立つ等、事業活動にとって有用であることを意味し⁶、有用性の有無は客観的に判断されます。有用性が認められる情報としては、例えば商品の設計図、販売マニュアル、実験データ等が考えられます。

有用性の要件は、公序良俗に反する内容の情報(脱税や有害物質の垂れ流し等の反社会的な情報)等、秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を営業秘密の範囲から除外⁷したうえで、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護することに主眼があることから、秘密管理性、非公知性要件を満たす情報は、有用性が認められることが通常であり、また、現に事業活動に使用・利用されていることを要するものではありません。

さらに、直接ビジネスに活用されている情報に限らず、間接的な(潜在的な)価値がある場合(例えば、過去に失敗した研究データ(当該情報を利用して研究開発費用を節約できる)や、製品の欠陥情報(欠陥製を検知するための精度の高いAI技術を利用したソフトウェアの開発には重要な情報)等のいわゆるネガティブ・インフォメーションにも、有用性は認められると解されています⁸。

エ ③非公知性

「公然と知られていない」状態とは、当該営業秘密が一般的に知られた状態になっていない状態、又は容易に知ることができない状態をいい、具体的には、当該情報が合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物に記載されていない、公開情報や一般に入手可能な商品等から容易に推測・分析されない等、保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態をいいます⁹。例えば、退職した従業員が持ち出した顧客名簿の営業秘密該当性が問題となった事案において、裁判所は、当該顧客名簿に記載されている医療機関や薬局等の名称、住所・所在地、電話番号、ファックス番号等の情報のほとんどがインターネット上にある情報であることを理由に、非行知性を否定しました¹⁰。

当該要件については、既に市場に出回った製品のリバースエンジニアリングによって得られた情報に非公知性が認められるかが争点となることが多く、裁判所の判断も分かれているところです。

3 最後に

営業秘密は、企業の競争力の源として重要なものであることは言うまでもありませんが、「情報」の利用方法が多様化したことにより、その資産価値が高まっている現代では、その重要さは増えています。

その一方で、(元)従業員等が営業秘密を流出させる事件も頻発しています。上記事件のほかにも、直近では、携帯電話大手ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク社」といいます。)の技術職であった元社員が、競合である楽天モバイル株式会社(以下「楽天モバイル社」といいます。)に転職した際、ソフトバンク社の4Gおよび5Gネットワーク用の基地局設備や、基地局同士や基地局と交換機を結ぶ固定通信網に関する技術情報である営業秘密を不正に持ち出したとして、令和3年1月に不正競争防止法違反の疑いで逮捕された事件がありました¹¹。当該事件では、その後ソフトバンク社が、当該元従業員と楽天モバイル社に対し、同社員が当社を退職時にソフトバンク社から持ち出した営業秘密の利用停止および廃棄等、ならびに約1000億円の損害賠償請求権の一部として10億円の支払い等を求める民事訴訟を東京地方裁判所へ提起したと発表しており¹²、その請求額の大きさから、持ち出された情報の価値の高さを伺い知ることができます。

貴社にとって重要な情報の不正な持ち出しを防ぐためにも、そして万が一持ち出しが発生した場合に、速やかに民事上・刑事上の措置をとることができる体制を整えるためにも、今回のカッパ・クリエイイト社の事件を機に、貴社にとって大切な情報が「営業秘密」として管理されているか、一度ご確認いただければ幸いです。

- 1 2020年12月21日付カッパ・クリエイイト社IRリリース「代表取締役の移動に関するお知らせ」(http://www.kappa-create.co.jp/blog/wp-content/uploads/2020/12/%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E5%8F%96%E7%B7%A0%E5%BD%B9%E3%81%AE%E7%95%B0%E5%8B%95%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B_20201221.pdf)
- 2 2021年7月5日付カッパ・クリエイイト社IRリリース「当社役員に対する競合会社からの告訴について」(http://www.kappa-create.co.jp/blog/wp-content/uploads/2021/07/%E5%BD%93%E7%A4%BE%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AB%E5%AF%BE%E3%81%99%E3%82%8B%E7%AB%B6%E5%90%88%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%8B%E3%82%89%E3%81%AE%E5%91%8A%E8%A8%B4%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6_20210705.pdf)
- 3 経済産業省知的財産政策室編著「逐条解説 不正競争防止法(第2版)」41頁(商事法務、2016)
- 4 経済産業省知的財産政策室編著・前掲注3に同じ
- 5 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>
- 6 東京地判平成14.2.14(公共土木工事単価情報事件)
- 7 前掲6に同じ
- 8 経済産業省「営業秘密管理指針」(平成15年1月30日、最終改訂平成31年1月23日)
- 9 前掲8に同じ
- 10 大阪地判平成27年11月26日(医薬品卸売業者顧客名簿事件)
- 11 2021年1月12日付ソフトバンク社プレスリリース「楽天モバイルへ転職した元社員の逮捕について」(https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2021/20210112_01/)
- 12 令和3年5月6日付ソフトバンク社プレスリリース「楽天モバイルと楽天モバイル元社員に対する訴訟を提起 1,000億円規模の損害賠償請求権を主張」(https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2021/20210506_01/)

仲裁制度の概要

弁護士 土肥 俊樹



弁護士
土肥 俊樹
(どい・としき)

<出身大学>
東京大学法学部
東京大学法科大学院
(司法試験合格により退学)

<経歴>
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
アンダーソン・毛利・友常法
律事務所入所
2021年7月
弁護士法人中央総合法律事
務所入所

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務

1 仲裁とは

仲裁は、第三者が民事上の紛争について審理・判断し、第三者の判断に当事者が服する旨の合意を前提とした紛争解決手続です¹。裁判外による紛争解決手続の一種という点で調停及びあっせんとは共通していますが、調停及びあっせんは調停委員等の第三者による関与を前提にあくまで当事者間による互譲・合意によって紛争を解決するのに対して、仲裁は第三者の仲裁判断に基づき終局的・裁断的に紛争を解決するという点で異なります。

2 仲裁の種類(アドホック仲裁と機関仲裁)

上記のとおり、仲裁手続は第三者による審理・判断がその中核にあるところ、第三者(「仲裁人」)の選任にはじまり、仲裁手続をどのように運営するかという点で、アドホック仲裁と機関仲裁という区別が重要となります。

アドホック仲裁とは、仲裁人の選任をはじめ仲裁手続に関する規則の選択・設定等が当事者の合意によって行われる仲裁です。一方で、機関仲裁とは、既存の仲裁機関が事前に定めた仲裁規則に従って行われる仲裁です。

対立当事者間で仲裁手続に関する合意を行うのは容易ではなく、特に公正独立かつ適切な仲裁人を合意によって選任するのは困難です²。そこで、自ら定めた仲裁手続規則を有するとともに、仲裁人候補者リストを備えている常設仲裁機関を利用した機関仲裁が行われることが多いとされています。たとえば、常設機関の一つである一般社団法人日本商事仲裁協会(The Japan Commercial Arbitration Association、「JCAA」)は、商事仲裁規則(「規則」)をはじめとする諸規則を定めており、研究者や実務家を中心とする仲裁人候補者リストを有しています³。

3 仲裁の特徴

上記1で述べたとおり、仲裁は仲裁人の判断により終局的・裁断的に紛争を解決する手続のため、同じく裁断型の手続である訴訟と比較しつつ、仲裁の特徴を概観します。

(1) 簡易迅速性

仲裁は当事者の合意によって手続を形成することができるため、訴訟手続と比べて簡易迅速に手続を進行することができます。

たとえば、仲裁判断に対しては、当事者が

別段の合意をしていない限り、原則として上訴ができないため、これらが可能な訴訟と比べると、早期に紛争を解決することができます。仲裁判断までに要する期間については、JCAAのウェブサイトに掲載されている2011年から2020年の間に終結した仲裁事件を対象としたデータによると、仲裁廷の成立から平均約1年で仲裁判断が下されています⁴。

(2) 柔軟性

前述のとおり仲裁は当事者の合意によって手続を形成できるため、柔軟な運営が可能となります。たとえば、仲裁人の数や手続言語、審理場所について、当事者の合意により決定することが可能であり、また、書面等をメールやファイルアップローダーを利用して提出することもできます。

(3) 秘密保持性

訴訟は公開審理が原則とされているのに対して、仲裁手続は非公開で行われることから、紛争が生じている事実やその内容を第三者に知られることがありません。規則42条1項では、仲裁手続及び記録を非公開とする旨を定めています。この点は、特に企業が当事者となる商事紛争について、仲裁を利用する大きなメリットになると考えます。

(4) 専門性

仲裁は当事者の合意によって仲裁人を選任することができるため、事件の性質に応じて専門性を有する仲裁人を選任することで、各分野や業界の実情に即した紛争解決が期待できます。訴訟においても、専門委員や鑑定人を手続に関与させることで専門性に配慮した紛争解決を期待できますが、裁判官自身に必ずしも当該事件に関する専門的知見があるとは限らず、また専門委員等に関与させた場合にはそうでない場合に比して訴訟が長期化するおそれがあります。そのため、事件の内容に照らして専門的な見地からの判断が必要な場合には、仲裁を利用するメリットがあります。

4 仲裁合意について

(1) 仲裁合意とは

上記1で述べたとおり、仲裁を利用するためには、当事者間における仲裁合意が必要となります。仲裁法上、仲裁合意は「既に生じ

た民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を仲裁人にゆだね、かつその判断に服する旨の合意」と定義されています(仲裁法2条1項)。ポイントは、①民事上の紛争の解決を第三者の判断に委ねること、②第三者の判断に両当事者が服することを合意しておく必要があるということです。

(2) 合意方法について

まず、仲裁合意の形式については、口頭では足りず、書面する必要があります(仲裁法第13条)。

次に、合意の時期については、紛争発生後に合意することも許容されていますが、實際上、紛争発生後に仲裁合意を成立させるのは困難な場合が多いです。そのため、仲裁による解決を希望する場合には、事前に契約において仲裁合意条項を定めておくことが重要です。

たとえば、JCAAは、商事仲裁規則によって仲裁を利用する場合の仲裁条項例として、以下の規定をウェブサイト上で掲載しています⁵。なお、仲裁地を変更する場合には、「東京(日本)」となっている箇所を当該土地の国名及び都市名に変更することとなります。

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京(日本)とする。

(英文)

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

(3) 仲裁合意の効果

仲裁合意が有効に成立した場合、当該合意の対象となる民事上の紛争については、訴訟ではなく仲裁によって解決されるべきこととなります。したがって、対象となる紛争について一方当事者が訴訟を提起した場合、相手方当事者は仲裁合意の存在を抗弁として主張することができ、抗弁が認められた場合、訴えは却下されます(仲裁法14条1項本文)。

5 仲裁手続について

上記のとおり、仲裁は当事者の合意によって手続を形成できるため、アドホック仲裁の場合には事件ごとに異なる手続が想定されますし、機関仲裁の場合であっても、どの仲裁機関を利用するか、当該機関が定める規則のうちどの規則を選択するか(さらに当該規則のうち一部につき異なる合意をするか)によって、手続が異なります。ここでは、JCAAの商事仲裁規則を前提に、(1)仲裁の申立て、(2)仲裁人の選任、(3)審理予定表の作成、(4)証人尋問の4点について、概観します。

(1) 仲裁の申立て

仲裁手続は、仲裁申立書がJCAAに提出された日に開始します(規則14条6項)。仲裁申立てにあたっては、仲裁申立書とともに、仲裁合意を含む契約書の写し、及び(代理人をつける場合には)委任状を提出する必要があります(同条3項・4項)。また、申立人は、申立てに際して、JCAAに対して管理料金を納付する必要があります(同条5項)。

(2) 仲裁人の選任

基本的には当事者が選任する(規則27条1項、同28条1項)こととなりますが、当事者が選任しない場合にはJCAAが選任します(同27条3項、28条3項)。

実際には、上記2のとおり、当事者合意の上で公正独立かつ適切な仲裁人を選任することは難しいため、考慮事項(法曹資格の有無、使用言語の種類、専門的知識の有無等)や選任方法(候補者を複数名挙げる、両当事者に意見の機会を付与する等)について当事者間で合意した上で、これをJCAAに伝え、選任自体はJCAAに委ねるという手法がとられることもあります。

なお、商事仲裁規則は仲裁人補助者という制度を設けており、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与えない限度において、仲裁人が仲裁人補助者を利用することができます(同33条)。

(3) 審理予定表の作成

仲裁廷は当事者の意見を聞いた上で、審理予定表を作成します(規則43条2項)。審理予定表には、両当事者の主張書面及び証拠の提出期限のほか、審問による人証調べや、それらを踏まえた仲裁判断の時期が記載されます。

(4) 証人尋問

審問において証人尋問を行う場合には、当事者の意見を聞いた上で、仲裁廷が日時及び場所を決定します(規則51条1項)。仲裁では、訴訟における裁判所庁舎内の法廷のような場所が事前に用意されていないため、証人尋問の場所をどこにするかという問題があります。この点、一般社団法人日本国際紛争解決センター(Japan International Dispute Resolution Center)が運用するJIDRC-Osaka及びJIDRC-Tokyoは、テレビ会議システムをはじめとする各種機材が常備されており、審問会場としての利用に適しています⁶。

1 このように定義される仲裁は仲裁法が適用される「狭義の仲裁」と呼ばれるのに対して、第三者による判断に当事者が拘束されない又は一方当事者のみが拘束される旨の合意がある場合等は「広義の仲裁」とされています(山本和彦・山田文「ADR仲裁法[第2版]」[日本評論社、2015年]292頁参照)。

2 小島武司・猪股孝史「仲裁法」[日本評論社、2014年]20頁参照。

3 商事仲裁規則や仲裁人候補者リストについては、JCAAのHP(<https://www.jcaa.or.jp/>)に掲載されています。

4 <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/whyjcaa.html>

5 <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/clause.html>

6 JIDRCの運用する各施設やその利用方法等については、JIDRCのHP(<http://idrc.jp/>)に掲載されています。

自筆証書遺言書の保管制度について

弁護士 岩城 方臣



弁護士
岩城 方臣
(いわきまさおみ)

<学歴>
私立大阪星光学院高等学校
卒業
一橋大学法学部 卒業
大阪府立大学法科大学院
修了

<職歴>
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)、弁護士登録(大阪弁
護士会)
2016年4月
大阪府貝塚市行政不服審理員
就任
2018年1月
佐野簡易裁判所司法委員就任

<取扱業務>
民事法務、商事法務、会社法務、
家事相続法務

第1 はじめに

相続法(民法第5編【相続】)で規定されている条項の総称)が約40年ぶりに改正され、遺言や遺産分割に関する制度が見直されました。改正相続法は段階的に施行されましたが、その中の一つである「自筆証書遺言書を法務局に保管する制度」の運用が、令和2年7月から開始されています。さらに、これに関連して、令和3年度から、遺言者が死亡した時に自筆証書遺言書が保管されていることをあらかじめ指定しておいた相続人等に通知する制度も運用が開始されましたので、これらの制度の概要と利点・留意点をご説明します。

第2 遺言書の種類

1 遺言書の形式と要件

通常の方式(普通方式)による遺言書には、自筆証書遺言書・公正証書遺言書・秘密証書遺言書があります。さらに、疫病等により死の危険が迫り、普通方式により遺言書を作成していると間に合わないような場合は、別途、特別な方式による遺言書の作成が認められています。

遺言とは、遺言者が自分の死後の財産承継や身分(婚外子の認知、相続人の廃除等)等の内容を書面に表す行為ですので、どの方式による遺言においても、遺言書作成時に、遺言の内容とその結果生ずる法律効果を理解し判断する能力(遺言能力)が必要となります。また、遺言の効力が生じるときには、遺言者本人は死亡しており真意を確認することができないため、遺言の形式は法律等により厳格に定められています。

2 各方式による遺言書の比較

(1) 自筆証書遺言書

遺言者本人が遺言書の全文・日付・氏名を自書する形式の遺言書です。相続法改正により、自書の要件が若干緩和され、パソコンで作成した遺産目録や預金通帳のコピー、不動産登記簿謄本等を遺言書本文に添付することが認められるようになりました(但し、複数枚にわたる場合に契印を押すなどの法定の方式を遵守する必要があります)、基本的には、パソコンや代筆等によらず、遺言書を自分で手書きする必要があります。

また、書き間違いや書き漏れがあった場合の修正方法も厳格に定められています。

封印は必須の要件ではありませんが、封印されていないものも含めて、自筆証書遺言書は、遺言書の保管者や発見者が遺言者の死亡を知った後、遅滞なく家庭裁判所の検認を受けなければならない、家庭裁判所が発行した

検認済証明書がなければ、相続登記手続や預貯金の解約手続等はできません。

(2) 公正証書遺言書

公証役場で遺言者が遺言内容を公証人に伝え、公証人が作成する形式の遺言書です。2人以上の証人立ち会いが要件となり、相続財産の価額に応じて公証人に手数料を支払う必要があります。

遺言書は原本・正本・謄本の3通が作成され、原本は公証役場に保管され、遺言者の氏名・生年月日・証書の作成日等のデータが登録されます。遺言者の死後(生前は不可)、相続人等の法律上の利害関係者は、公証役場の遺言書検索システムを利用し、公正証書遺言書の有無や遺言書を保管している公証役場を確認することができます(なお、遺言書の内容を確認するためには、原本を保管している公証役場で閲覧請求を行う必要があります)。

公正証書遺言書は家庭裁判所による検認が不要です。日本公証人連合会の統計によると、直近の数年間で、年間10万件前後の公正証書遺言書が作成されているようです。

(3) 秘密証書遺言書

あらかじめ作成した遺言書に封をして公証役場に持参し、2人以上の証人の立ち会いのもと、公証人の面前で遺言者本人が遺言書を作成したことを証明してもらう形式の遺言書です。

公証人は封がされている遺言書の内容の確認は行わず(そのため、遺言者の死亡後は家庭裁判所による検認を要します)、遺言書の保管も行いません。統計によると年間100件程度しか利用されていないようです。

3 保管制度創設の経緯

以上のとおり、実務上一般的な遺言書の形式としては、自筆証書遺言書と公正証書遺言書に大別されます。

このうち、自筆証書遺言書は、誰にも知られず手軽に作成できるという利点がありますが、その裏返しとして、遺言書が発見されない、第三者に改変されるなどの恐れもあります。これを受けて、自筆証書遺言書のリスクを緩和するための方策として、法務局による保管制度が創設されました。

第3 自筆証書遺言書の保管制度の内容¹

1 遺言者本人による手続

(1) 法務局への保管

・遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する

不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局に自筆証書遺言書を預ける。

- ・遺言書は、法務局への保管申請の前に、あらかじめ作成しておく必要がある。定められた形式(ホチキス止めしない、A4サイズ、余白の幅等)どおりに作成した上で、申請書、住民票写し(本籍地・筆頭者の記載が必要)、顔写真付き本人確認書類とともに法務局に提出する。
- ・手数料は1通につき3900円(本稿作成時点)。
- ・法務局の担当職員(遺言書保管官)が、自筆証書遺言の方式(全文・日付・氏名の自書、押印の有無等)について外形的な確認を行う。
- ・方式に問題がなければ、法務局が遺言書の原本を保管し、遺言書の画像データを保存する。
- ・手続終了後、遺言者の氏名・出生年月日・遺言書保管所の名称・保管番号が記載された保管証が遺言者に交付される。

(2) 死亡時通知の申請(選択制)

- ・希望する遺言者は、自筆証書遺言書の保管申請の際、推定相続人・受遺者・遺言執行者等から1名を選択し、自分が死亡した際に、その者に対し法務局(遺言書保管官)から遺言書が保管されていることを通知(以下、「死亡時通知」といいます)させることができる。
- ・生前、通知対象者に自筆証書遺言書の作成や保管の事実を伝えておく必要はない。
- ・遺言書の内容は、死亡時通知を受領した者等が、法務局に遺言書の閲覧申請を行うことにより確認する。
- ・自筆証書遺言書を保管した後に、推定相続人の離婚や死亡等により、相続開始時において、通知対象者が法定相続人の地位を有していない可能性がある。

(3) 遺言書の閲覧

- ・遺言者は、法務局に預けた後も、法務局に請求書を提出して、遺言書を閲覧することができる(保管所以外の法務局でもモニターにより遺言書の画像の閲覧ができる)。

(4) 遺言書の撤回・変更

- ・遺言者は、法務局に対し、保管の申請を撤回することにより遺言書の返還を受けることができる。なお、返還を受けることにより遺言書の効力が失われるわけではない。
- ・また、保管申請後に氏名、住所等に変更が生じた場合、法務局に変更内容を届け出る必要がある。

2 相続開始後の手続

(1) 遺言書保管事実証明書

- ・遺言者の死後(生前は不可)、相続人・受遺者・遺言執行者等(以下、「相続人等」といいます)は、法務局に申請し、遺言書保管事実証明書の交付を受けることにより、特定の遺言者が、交付申請者を相続人等とする遺言書が法務局に保管されているか否か(保管の有無)を確認することができる。

(2) 遺言書情報証明書

- ・遺言者の死後(生前は不可)、相続人等は、法務局に申請し、保管されている遺言書の内容に関する証明書(遺言書情報証明書)の交付を受けることができる。遺言書情報証

明書は、登記(相続登記)や各種手続(銀行)に利用することができる。

- ・相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けると、法務局から申請者以外の相続人等に対し、遺言書を保管している旨が通知される(以下、「関係遺言書保管通知」といいます)。

(3) 遺言書の閲覧

- ・相続人等は、法務局への申請により、保管されている遺言書の内容を確認することができる。閲覧の方法は、遺言書保管所での原本閲覧のほか、全国の法務局において、モニターによる画像閲覧も可能。
- ・相続人等が遺言書を閲覧すると、法務局から申請者以外の相続人等に対し、関係遺言書保管通知がなされる。

3 保管制度の利点

- ・通常の自筆証書遺言書と異なり、遺言書の紛失・破棄・改変の恐れがない。
- ・死亡時通知の利用により、自分の死後に、遺言書の存在を相続人等に知らせることができる。
- ・通常の自筆証書遺言書と異なり、家庭裁判所での検認手続が不要となる。
- ・遺言書の方式違反を理由に無効となる恐れが低い。

4 保管制度の留意点

- ・遺言書本人が法務局に出頭する必要があり、代理手続は認められない。
- ・法務局は、遺言書の内容に関する相談には応じない。遺言書の内容違反や遺言者の意思能力の欠如を理由に遺言書が無効となるリスクは残る。

第4 公正証書遺言書との比較

遺言者の立場からすると、自筆証書遺言書の簡便さを残しながら、紛失・破棄・改変を防ぐことができる点に、保管制度利用のメリットがあります。他方で、公正証書遺言書では公証人が遺言者本人の意思や遺言書の内容を確認することにより、意思能力や遺言書の有効性が一定程度担保されるのに対し、自筆証書遺言書の保管制度ではそのようなチェックが行われなため、無効リスクは、通常の自筆証書遺言書と大差がないこととなります。

このような観点からは、財産構成や遺言内容が複雑であったり、相続人の関係性が良好でなく相続でトラブルが生じる恐れがある場合は、公正証書遺言書を作成する方が安全といえそうです。

もともと、死亡時通知は、現時点で、公正証書遺言書では利用できず、自筆証書遺言書の保管制度の利用者にしか認められていない制度ですので、存命中は遺言書の内容を相続人等に伝えるのは避けたいが、死亡後は、希望する者に確実に遺言書の存在を知らせたいという要望をお持ちの場合、自筆証書遺言書の保管と死亡時通知の申請を検討する価値はあるかと思われます。

1 法務省HP(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



所有者不明土地にかかる法制度について③

～所有者不明土地の発生予防のための改正事項及び留意点～

弁護士 西中 宇紘 弁護士 山村 真吾
弁護士 久保 貴裕 弁護士 中嶋 章人

1 はじめに

前号では、令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」(以下「本件改正法」といいます。)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の概要を解説しました。これらの法改正の趣旨は、所有者不明土地の①「発生の予防」と②「利用の円滑化」にありました。

今号では、この2つの趣旨のうち、前者、すなわち、所有者不明土地の「発生の予防」の観点にかかる不動産登記法の改正事項についてピックアップして、解説いたします。

2 改正不動産登記法の概要

所有者不明土地の発生の予防を趣旨とする不動産登記法の主な改正事項としては、①相続登記申請の義務化、②登記名義人の死亡の事実の公示、③住所等変更登記申請の義務化、④職権による氏名等の変更の登記、⑤外国居住者における連絡先の登記事項化、⑥所有不動産記録証明制度の新設、が挙げられます。

1 相続登記申請の義務化について

相続又は遺贈により不動産を取得した相続人は、3年以内に、所有権移転登記の申請を行うことが義務付けられました(改正不動産登記法(以下「改正不登法」といいます。)76条の2第1項、2項)。正当な理由なく、申請を怠った場合には、10万円以下の過料が科せられます(同法164条1項)。

所有権移転登記の申請は、①相続人、②受遺者については、自己のために相続開始・遺贈があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内、③遺産分割による取得者については、遺産分割の日から3年以内に行う必要があります(改正不登法76条の2第1項、2項)。

このように相続人に対して相続登記の申請義務が課されたことに伴い、相続人の負担を考慮して、改正不登法では、相続人が登記名義人の法定相続人である旨を登記官に申し出ることにより、相続登記の申請義務を履行したものとみなされる相続人申告登記制度を新設しています(同法76条の3第1項、2項)。

相続人申告登記は、相続を原因とする所有権の移転登記ではなく、相続に関する事実についての報告的な登記であり、申告した者が登記名義人の相続人であることが付記

登記の方法によって公示されます。また、この制度で相続人が行うのは登記の「申請」ではなく「申出」であり、申出があれば登記官が職権で相続人申告登記を行うことになります。申出にあたっては、登記名義人の法定相続人であることを証する情報、具体的には、申出人が法定相続人の一人であることがわかる限度での戸籍謄本又は戸籍抄本を提出する必要があります。

2 登記名義人の死亡の事実の公示

相続人の登記申請を待たずとも、登記官が他の公的機関(住基ネットなど)から死亡の情報を取得した場合に、職権でその旨を示す符号を表示することが可能となりました(改正不登法76の4)。

改正不登法76条の4では、「所有権の登記名義人(法務省令で定めるものに限る。)が権利能力を有しないこととなったと認める場合として法務省令で定める場合」に、職権でその旨を示す符号を表示できるとされています。

「権利能力を有しないこととなった場合」というと、一見、法人も含まれるように思えますが、本規定の対象は自然人が想定されており、法人は対象とはなりません。したがって、ここでいう「権利能力の有しないこととなった場合」というのは、死亡、失踪宣告、認定死亡などの場合を意味します。

また、表示の方法に関して、プライバシーや個人情報の保護、遺族の心情等を考慮すると登記記録上に「死亡」「相続開始」などの直接的な表示をすることは必ずしも相当ではないと考えられており、法務省令でそれに代わる何らかの符号を表示することが定められることとなりました。具体的な表示方法は、法務省令の公表を待つこととなりますが、例えば、登記名義人の氏名に波線や特定の符号を付すこと等が考えられるところです。

3 住所等変更登記申請の義務化

従前の法制度では、住所変更登記は、法律上の義務とされておらず、転居のたびに登記をする煩わしさから、放置されることも多々あり、所有者不明土地を発生させる大きな原因の一つであると指摘されていました。改正不登法では、所有権の登記名義人に対し、氏名、名称、住所(以下「住所等」といいます。)を変更した場合には、その変更があった日から2年以内に変更登記の申請を行うよう義務づけ

ています(改正不登法76条の5)。正当な理由なくこれを怠った場合には、5万円以下の過料が科せられます(同法164条2項)。

改正不登法76条の5の施行日において所有権の登記名義人の住所等に変更が生じている場合、当該住所等に変更があった日又は改正不登法76条の5の施行の日のいずれか遅い日から2年以内に、当該住所等の変更登記を申請しなければならないものとされています(本件改正法附則5条7項)。

4 職権による氏名等の変更の登記

住所等の変更があった場合についても、登記名義人(自然人だけでなく法人も含む)の登記申請を待たずとも、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で、その住所等の変更の登記をする制度が新設されます(改正不登法76条の6)。

ただし、登記名義人が自然人である場合には、その者からの申出があった場合に限り、登記官の職権による変更登記が行われるとされています(改正不登法76条の6但書)。これは、最新の住所を公示することが適当ではない者(DVの被害者等)がいることに配慮しているものです。

5 外国居住者の連絡先の登記事項化

従前、登記名義人が外国居住者である場合、個人を特定できないことや、連絡が困難であること等の問題がありました。そこで、改正不登法では、所有権の登記名義人が、国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他の国内における連絡先に関する事項を新たに登記事項としています(改正不登法73条の2第1項2号)。

国内における連絡先に関して登記事項となる具体的事項の詳細は法務省令によって定められる予定です。しかし、法制審議会民法・不動産登記法部会の部会資料(部会資料53)では、国内に関する連絡先の受け皿が見つからないという事態も想定されるところであるため、「「連絡先なし」とする登記も許容することを前提に、その要件を含めた具体的な在り方については、法務省令で定める」とされており、この制度の実効性は法務省令の規定次第といえます。

6 所有不動産記録証明制度の新設

改正前の不動産登記法では、登記記録を土地や建物ごとに作成するものとしていた(不登法2条5号)ため、ある個人が所有権の登記名義人となっている土地や建物を網羅的に抽出してその結果を公開するという仕組みがありませんでした。そのため、相続人が遺産分割協議や相続登記を行おうとする場合に、被相続人が所有していた不動産を把握しきれておらず、結果的に相続登記がされないまま放置されるケースがあると指摘されていました。このような不都合に対応し、相続登記の漏れが生じることを防ぐ観点から、所有不動産記録証明制度が新設されました(改正不登法119条の2)。

この制度では、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、自らが所有権の登記名義人として記録されている不動産にかかる登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるもの(記録がないときは、その旨)を証明した書面(所有不動産記録証明書)の交付を請求することができます(改正不登法119条の2第1項)。

証明の対象は、原則として、自らが所有権の登記名義人として記録されている不動産にかかる登記記録ですが、相続人その他の一般承継人は、被相続人その他の被承継人に係る所有不動産記録証明書の交付を請求することができます(改正不登法119条の2第2項)。

なお、所有不動産記録証明制度は、あくまでも登記記録の電子データ上、検索キーに一致した者が存することについて証明するものであって、対象者が真に所有権者であることを証明するものではなく、また、請求された対象者が登記名義人になっている不動産を完全に網羅して証明するものではない点には留意が必要です。例えば、ある個人Aの最新の氏名及び住所で検索をしたとしても、Aの旧住所での登記が残存している不動産が存在する場合には、検索結果として抽出されない可能性があります。

制度の詳細については、今後定められる法務省令や通達、新しいシステムの仕様に依拠する部分が大いと考えられます。

3 最後に

次号では、所有者不明土地の「発生の予防」の観点からの改正事項のうち、土地所有権の国庫帰属に関する制度の整備等について解説いたします。



弁護士

浦山 周
(うらやま・ひろし)

<出身大学>
東京大学法学部
神戸大学法科大学院

<経歴>
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
2009年1月
大阪弁護士会登録
2012年8月
金融庁監督局証券課課長補佐
2014年10月
証券取引等監視委員会事務局
証券検査官併任
2015年7月
弁護士法人中央総合法律事務所
所属

<取扱業務>
一般企業法務、金融法務、
保険法務、会社法/金融商品
取引法、人事/労務、
事業再生/倒産、家事/相続、
刑事事件

「重要情報シート」について(続編)

弁護士 浦山 周

- (1) 金融庁は、令和3年5月12日、「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則5.【重要な情報の分かりやすい提供】(以下「原則5.1」という。)(注4)を踏まえた「重要情報シート」について、「重要情報シート」を作成・活用する際の手引き(以下「手引き」という。)¹を公表した。2021年7月号では、作成の手引きのうち全般的事項(1(1))について紹介したが、本号では、作成の手引きのうち金融事業者編(同(2))の内容を紹介する。
- (2) 原則5.1は「金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。」とし、原則5.(注4)は「金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。」としている。これらの記載からして「重要情報シート」は、基本的に、具体的商品についての重要情報を顧客に提供する場面を念頭に置いているといえるが、「重要情報シート」のフォーマットとしては、個別商品編のものだけではなく、金融事業者編のものも公表された。手引きでは、金融事業者編・個別商品編の使い分けについて明示的に言及していないが、金融事業者編では、顧客に対して、これから取引する金融事業者を選択する際に参考となる情報を提供することが求められているといえよう。

金融事業者編のフォーマットの記載項目は「1. 当社の基本情報」、「2. 取扱商品」、「3. 商品ラインナップの考え方」及び「4. 苦情・相談窓口」である。

このうち第1項は「社名」等であり、第2項は「取扱商品」であって、いずれも金融事業者に関する基本的な情報であるといえる。また、第4項は、苦情・相談窓口の記載であって、これは顧客対応に関する基本的事項といえる²。これらに関する記載内容は定型的なものであり、可能な限りフォーマットを維持することが望ましいとする手引きの要請³も踏まえると、これらの項目について事業者の創意工夫による差別化は困難であろう。

これに対し、第3項、具体的には「3. 商品ラインナップの考え方(商品選定のコンセプトや留意点は次のとおりです)」は、事業者ごとに異なる内容が記載されるべき事項である。同項について、手

引きは「顧客が自らの投資目的に適った商品を取り扱う業者にアクセスできるよう、商品選定のコンセプトや留意すべき制約等を簡潔に明示する。また、金融事業者のグループ会社が組成等する商品を多く取り扱う場合はその理由を含めて記載し、販売仲介業者については主にどの金融事業者から仲介の委託を受けているのかを明記することが考えられる。」としている。様々な顧客属性を想定して幅広い商品を取り揃えている場合には、その旨の一般的な記載となりがちであるが、それだけでは「顧客が自らの投資目的にかなった商品を取り扱う業者」であるか判断することに資する簡潔な「商品選定のコンセプト」等とは言い難く、ある程度の一般化・抽象化を行いつつも、どのような投資目的・リスク許容度の顧客を想定しているのか、どういった観点から商品を選定しているのかといった情報を提供することが考えられる。また、手引きの「留意すべき制約等」について、特に顧客が認識しておくべき事項(例えば、元本保証のある商品は取り扱わないこと)の明示は有益であろうが、「制約」という消極方向の記載ではなく、どういった提案ができるのかという積極方向の事項を記載することが適切であろう⁴。

- (3) 「重要情報シート」は、プリンシプルベース・アプローチを採用する「顧客本位の業務運営に関する原則」に関するものということもあって、手引きの内容は抽象度が高い。今後の手引きの改訂や業界団体等の取組等をフォローしつつも、自社の創意工夫により重要情報を「重要情報シート」により分かりやすく顧客に提供することで、「顧客本位の業務運営」を更に進展させることが望まれているものといえよう。

1 <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210512/01.pdf>
2 手引き1(2)イでは「自らが加入している協会が共通に指定されている相談窓口や、販売する商品類型毎に契約している指定紛争解決機関の連絡先を記載すること等が考えられる。」とされている。
3 手引き脚注1
4 「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—」(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20200805/houkoku.pdf) 脚注20では「顧客が自らに適した金融商品・サービスを選択するためには、金融事業者ができること・できないことや、金融商品・サービスに関する重要な情報を顧客自らが咀嚼して理解することが必要であり、金融事業者との対話はその重要な手段である。」とされていることが参考になる。



弁護士

本行 克哉
(ほんぎょう・かつや)

<学歴>

岡山県立総社高等学校 卒業
京都大学法学部 卒業
京都大学法科大学院 修了

<職歴>

2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)、弁護士登録(大阪弁護士会)
2017年8月
金融庁検査局企画審査課
金融証券検査官
2018年7月
総合政策局リスク分析総括課
金融証券検査官
2019年8月
監督局銀行第二課 課長補佐
(法務担当)
2020年4月
事務所復帰

<取扱業務>

金融法務/銀行法務、会社法/
金融商品取引法、M&A、倒産
法務/事業再生、一般企業法務

日米の民事訴訟制度の比較

弁護士 本行 克哉

1 はじめに

現代の企業活動において国際的な取引は当たり前ものとなっていますが、日本の企業が米国の訴訟に巻き込まれる事例は多くないため、米国の民事訴訟制度には馴染みがないという方が多いのではないかと思います。

そこで、本稿では、日本と米国の民事訴訟制度の相違点を比較しながら米国の民事訴訟制度の特徴をいくつかご紹介します。¹

2 連邦裁判所と州裁判所の存在

まず、日本の裁判所は、最高裁判所を頂点として全国の下級裁判所で構成された1つのピラミッド構造になっています。

これに対し、米国では、連邦裁判所と各州の州裁判所が併存しているため、それぞれ連邦最高裁判所と各州の最高裁判所を頂点とする、いわば複数のピラミッド構造が併存しているといえます。

3 管轄

日本の民事訴訟法は、管轄について比較的詳細に定めています(民事訴訟法第2章第1節及び第2節)が、米国では、特に人的管轄の限界が判例法理によって示されています。

米国の州裁判所が州外(又は国外)の被告にどこまで裁判権を行使できるかについては、各州のロング・アーム法(long-arm statute)によって定められていますが、この法律も合衆国憲法修正第14条のデュー・プロセス条項(due process clause)が許容する範囲内で適用されることとなります。この点、判例法理によれば、被告と法廷州との間の「最小限度の接触」(minimum contacts)があるかどうかの主たる問題となります。これに関連して以下の2種類の管轄があると解されています。

	一般管轄権 (General Jurisdiction)	特定管轄権 (Specific Jurisdiction)
要件	被告が法廷州(forum state)に本拠地を置いている(at home in the state)といえる程度に継続的かつ組織的な関係があること ² (例:法人設立地、主たる事業所の所在地等)	被告が法廷州と単一又は偶発的な接触があること(例:被告が法廷州内で車を運転して事故を起こして被害者に怪我をさせた等)
対象となる事件	法廷州の内外を問わず被告のビジネスから派生した事件	当該接触から派生した又は関連する事件のみ(上記例では交通事故の被害者による損害賠償請求事件等)

このように、米国では、判例法理によって州裁判所の管轄権が制限されており、その限界は必ずしも明らかではありませんが、米国内の特定の州で本格的に営業、広告、販売などの活動を行っている場合には、外国企業であってもこれらの活動と関連する請求については州裁判所の特定管轄権が及ぶ可能性があります。

4 証拠開示

証拠開示手続(Discovery)の有無は日米の民事訴訟手続における最も大きな違いの1つです。

日本でも、民事訴訟法上、いくつか自分が保有していない証拠を集めるための手続が存在します(文書提出命令、文書送付嘱託、調査嘱託など)。

しかし、米国の証拠開示手続は、日本に比して網羅性、実効性の点で大きな差があるように思われます(特に証言録取(Deposition)手続の有無)。

米国の証拠開示手続では、まず当事者双方が自らの主張を裏付けるための証拠や証人候補となる人物の情報などのうち、自らが保有しているものを全て開示することになります(Initial Disclosure³)。その後、裁判所から今後のディスカバリーなどのスケジュールについてのオーダー(Scheduling Order)の発行を受けて⁴、当事者双方は、相手方や第三者が保有している証拠や情報を開示させるために以下のようなディスカバリーツールを活用して期限までに証拠開示手続を完了させることとなります。

- ① 証言録取(Deposition)
- ② 質問書(Interrogatories)
- ③ 文書提出(Document Production)
- ④ 身体及び精神検査(Physical or Mental Exam)
- ⑤ 自白要求(Request to Admit)

5 トライアルと陪審員制度

米国の民事訴訟手続におけるトライアル(Trial)は、両当事者(の代理人)が裁判官及び陪審員の前で、冒頭陳述、証拠提出、証人尋問、最終弁論を行う手続で、その後陪審が評議の上で判決を下すこととなります。

これに対し、日本の民事訴訟手続では、裁判官が口頭弁論手続を進行し、事実の認定を行い、法を適用して、最終的な判決を出すこととなりますので、一般市民の方々が事実の認定に関与する機会はありません。

米国では、合衆国憲法やほとんどの州の州憲法によって、コモン・ロー上の救済を求める訴訟(訴額が一定額を超えるものに限られます。)について陪審審理が保障されています。これはあくまで両当事者の権利であるため、いずれかの当事者が請求しなければ陪審審理は行われず、裁判官のみによる審理となります。

陪審は、事実認定に関して広範な裁量を有しているため、米国の経験ある弁護士であっても、トライアルに至った場合の訴訟の帰趨を見通すことは極めて難しいと言われています。

6 おわりに

日本企業が米国の民事訴訟に巻き込まれてしまった場合には、いち早く当該事案に合った専門性を有する米国の弁護士に相談し、初動についてアドバイスを受けることが重要です。

弊事務所では、米国の法律事務所との提携や、国際的な法律事務所のネットワークであるGLOBALAWへの加盟を通じて米国における国際紛争案件についても高度な専門性をもってスピーディに対応しておりますので、関連するご相談がある場合にはお気軽にお声がけいただければと思います。

1 米国の連邦裁判所の民事訴訟手続に関するルールは多くは、連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)に規定されているため、本稿ではこの規則を基に制度の概要をご説明します。なお、州裁判所の多くはこの規則の全部又は一部を採用していますが、必ずしも同じルールを採用しているわけではありませんので、留意が必要です。

2 *Daimler AG v. Bauman*, 517 U.S. 177 (2014)

3 Federal Rules of Civil Procedure Rule 26(a)(1)

4 Federal Rules of Civil Procedure Rule 16(b)

留学報告

弁護士 新澤 純



弁護士

新澤 純
(にいざわ・じゅん)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

私は、弊所の海外留学支援制度に基づき、令和3年(2021年)7月1日より、カリフォルニア大学ロサンゼルス校(University of California Los Angeles(以下、「UCLA」))ロースクールの1年間のLLMプログラム(米国以外で法曹の資格や法学の単位を取得している者が入学するコースです)に留学させて頂いております。

7月中は日本に滞在しながら、LLM生向けに開講された、米国憲法とリーガルコミュニケーションに関する導入授業に、オンラインで参加しておりました。その後、8月10日に渡米し、翌8月11日からロサンゼルス現地で秋学期の授業に参加しております。カリフォルニア大学ロサンゼルス校は、カリフォルニア大学群の中では、バークレー校に次いで二番目に設立された大学であり、キャンパスは壮大で歴史を感じます。

カリキュラムの特色としては、金融規制・証券規制、個人情報保護法(Data Protection)、特許法、著作権法、商標法、M&A、再生可能エネルギー、エンターテインメント法など非常に多岐に亘ります。私は、これらのカリキュラムのうち、秋学期・春学期にかけて、証券規制、個人情報保護法、特許法、著作権法、米国民事訴訟法などの授業を履修する予定です。

LLM生は、JD生と呼ばれる3年間のプログラムの学生と混ざって授業を受けることも多く、JD生は基本的に英語を母国語とする米国国籍の人達で、教授もかなりのスピードで英語を喋るため、私も、日々、頭と耳をフル回転させて授業に臨んでおります。

UCLAの今年度のLLM生は、新型コロナウイルスの関係で、昨年度に入学を見送った学生も合流してきており、全体で230人程度とかなり大規模です。そのうち、日本人も30人程度おりますが、残り200人程度は、世界中の約40カ国の国々から入学してきており、欧州、中南米、中東、

アフリカ、アジアと非常に多国籍です。

私は、JDとの共同授業で隣にいたアメリカ人(パテント弁護士を目指しているそうです)と仲良くなった他、LLMのクラスでも、イタリア人やフランス人、中国人などと仲良くしております。また、企業派遣の日本人や日本人弁護士、検察官の友人などもたくさんできました。

生活面では、UCLAのキャンパスから車で数分のところにマンションを借り、今はバスで通学していますが、近々、中古車を購入できればと思っています。ロサンゼルスは、気候が素晴らしく、4月頃～10月頃は、雨が殆ど降らず、湿度も低く、年間平均気温も常時18℃から26℃くらいで、暮らしやすいです。ゴルフ場も近郊にたくさんあるようなので、外国人の友人ができれば、一緒にラウンドしてみたいと思います。また、自宅には、大きめのダイニングテーブルを購入したので、こちらに妻が合流したら、外国人や日本人の友人を招いて食事などをしてみたいと思います。

最後になりましたが、中央総合法律事務所での4年6か月間、弁護士の実務経験を積ませて頂いた後に、こうして再び大学院生として法律を学べることは、改めて貴重な機会を頂いたと実感しています。英語面では、今は若干リスニングやスピーキングなどに苦勞していますが、1年後、2年後には、振り返ってみて、そんなときもあったなと思えるくらいに成長できていれば良いと思います。また、帰国後に、依頼者の皆様にしっかりと貢献するためには、法律面・英語面の両面で、また、欧米やアジア圏の経済や文化にもアンテナを張って、ひと回りもふた回りも遅しくなって戻って参りたいと考えております。

留学目的に専念しつつ、一生懸命頑張ってお参りたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



弁護士
北川 健太郎
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉
最高検察庁
刑事部長・監察指導部長
大阪高等検察庁
次席検事・刑事部長
大阪地方検察庁
検事正・次席検事・刑事部長
京都地方検察庁
特別刑事部長
神戸地方検察庁
刑事部長
那覇地方検察庁
検事正
高知地方検察庁
次席検事
外務省(出向)
在中国日本国大使館一等書記官

元検察官の弁護士日記

長期化する裁判員裁判

裁判員裁判は、起訴後、まず公判前整理手続(以下「整理手続」といいます。)を行い、裁判所・検察官・弁護人で争点と証拠を絞り込み、それから裁判員が参加する本番の公判手続となりますが、最高裁の公表資料(※)によれば、令和2年において、整理手続に平均306.6日、公判手続に同12.9日を要しています。この数値は、制度が平成21年にスタートしてから、多少の凸凹はありますが漸増傾向にあったところ、令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響で一気に増加しました。10年前(平成23年)の数値を見ると、それぞれ189.6日と6.7日であり、それが、上記感染症の影響がない令和元年でも256.2日と10.7日になっていました。

裁判員の方々にとっては、公判手続の長期化こそが最大の関心事とは思いますが、検察官にとっては、整理手続の長期化が厄介な問題です。何よりも、実際の裁判までの間、証人になってもらう予定の被害者や目撃者等の参考人をずっとケアし続けなければなりません。連絡先を把握しておく程度なら大したことはありませんが、記憶の減退を防ぐための打合せ(証人テスト)を継続しなければならず、被害者はともかく、参考人は必ずしも協力的とは限らず、出廷に説得を要する場合があります。証人に明確な証言をしてもらえないことは、立証上の大きなリスクになります。加えて、事件にもよりますが、被告人が保釈された場合、逃亡、罪証隠滅(証拠の捏造や証人への働きかけ)、被害者への報復、再犯の心配なども抱えます。整理手続が長引くということは、争点整理が円滑に進まないことを意味し、公判手続の長期化にも影響することです。

整理手続に要した期間の割合を見ても、平成23年は6月以内58.9%に対して1年超8.6%に過ぎなかったのに、令和元年は36.2%対17.2%、令和2年は19.8%対25.3%になっています。ちなみに、これまでの裁判員裁判における公判手続の最長期間は207日であり、これだけでも驚きの数字でしょうが、これが整理手続になると、これとは別の事件で何と6年に及んだものが存在するのです。

制度のスタート当初ならともかく、システムに習熟するにつれてノウハウも蓄積し、期間も短縮されて

弁護士 北川 健太郎
(オブカウンセル)

然るべきなのに、どうしてこんなことなるのかという疑問はもっともです。この点、前記の最高裁資料では、実情調査の結果を、①事件内容の変化、②当事者の訴訟活動と裁判所の訴訟指揮の問題に分けて解説しています。

まず、①は、電子メールや防犯カメラ画像などの客観証拠の増加、責任能力や死因など科学的・専門的知見を要する事件の増加、否認事件の増加などです。確かに、近年、客観証拠が膨大なものとなっており、捜査段階から、その収集・解析には大変な手間がかかりますし、作成される書類の分量も大変なものです。また、捜査段階で黙秘された場合、整理手続開始後の弁護人の主張によって被告人の弁解が初めて明らかになるわけですが、これに対する補充捜査に時間を要することも増えてきました。被告人も起訴されて当てが外れたかもしれませんが、検察官としても、捜査段階で供述していればこんな手間はかからないのと言いたいところです。

②は、要するに証拠開示と争点整理がなかなか短縮化できないというものです。整理手続では検察官が取調べを求める証拠以外にも一定の要件を満たす証拠を弁護人の請求により開示する手続があるのですが、時期・回数に制限がなく、開示請求が何度も繰り返されることがよくあります。また、弁護人の公判における予定主張がなかなか明らかにされず、争点整理が進まないこともよくあります。検察官としては、自らの対応を迅速にした上でのことですが、弁護人に開示請求の早期完了を求めたり、裁判所にき然とした訴訟指揮を求めるものの、弁護人・裁判所にも立場と言い分があるところです。整理手続の長期化問題は、制度発足当初から議論も重ね、既に歩み寄れるところは歩み寄っている観もあり、様々な工夫は講じるものの、画期的なイノベーションは見当たりません。

現状、①の外在的要因が進む一方、②に関する努力が追いつかず、今後も、手続短縮化というよりも、むしろ長期化傾向を止めるための闘いが続くことになりそうです。

※https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/09_houkoku_4_keiji.pdf参照

今回は、上場会社（公開会社である議決権行使書・株主総会参考書類制度強制会社）を前提に、総会招集請求に対する取締役会の判断基準、取締役招集総会における議案の取扱い、株主招集総会への取締役の関わり、そして、総会招集費用の負担問題について検討します。

なお、少数株主の請求により招集する株主総会であることは議決権行使に重大な影響を与える事実であり、取締役招集総会の招集通知にはその旨記載すべきです。

1 取締役会の判断基準

少数株主は、取締役会が招集請求に応じない場合、裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集することができます。裁判所は、株主総会における審議の機会をできるだけ確保するため、さらに、株主招集総会に係る費用は原則として少数株主が負担するとされていることにも配慮して、招集の理由ないし議案の実質的内容や当該議案が可決される見込み等を斟酌して、申立てを却下することはないようです。

このような株主保護策があり、株主提案権とは異なり懈怠の場合に過料の制裁がないことにも配慮して（権利性の脆弱さ）、取締役会は、招集の理由や議案の内容の実質的妥当性、議案の成立可能性のほか、招集費用等を総合的に考慮して、総会招集請求が会社の利益に反する濫用的なものと判断するときは、これを拒否することができるかと解することにも合理性があります。濫用の認定には幅があり、取締役会は、疑義がある場合、総会招集請求に応ずる必要はないということもできます。

もっとも、3で説明するように、株主招集総会は株主主導のものとなるため、混乱が予想されるときは、総会招集請求を受け入れて、取締役サイドで株主総会をコントロールすることも取締役会の合理的判断となります。

2 取締役招集総会における議案の取扱い

総会招集請求制度は議案について規定していません。これは議案の確定が招集手続において不可欠でないためであると解されますが、取締役招集総会において少数株主が総会前に議案を提案するには会社法305条所定の議案の要領通知請求権を行使しなければならないといわれることがあります。

しかし、株主提案権制度がなかったころを想定してください。

実質的観点からも、総会招集請求とは別個に8週間の期間要件を課す必要はありません。株主招集総会の場合と同様、少数株主は、総会招集請求権の一内容として、議案と提案理由を招集通知ないし株主総会参考書類に記載し、議決権行使書に当該議案に係る賛否の記載欄を設けることを請求できると解するべきです。この場合、会社法施行規則93条が適宜類推適用され、取締役会は当該議案に反対する理由を株主総会参考書類に記載できますが、同条がすべて適用されるわけではありません。提案理由の画一的字数制限をこの場合に適用することは問題でしょう。

3 株主招集総会への取締役の関わり

株主招集総会においては、招集関連規定の「取締役」が「株主」と読み替えられ、少数株主は、招集通知や議決権行使書・株主総会参考書類を作成し、会日の2週間前までに、これらを基準日現在の株主に交付・提供しなければなりません。上場会社において、基準日現在の株主を確定するには証券保管振替機構から総株主通知を受けなければなりません。このためには、取締役の協力が必要となります。また、取締役は株主招集総会に出席して、説明義務を履行し、議事録を作成しなければなりません。

取締役は総会招集を拒否したのですから、少数株主は取締役に株主総会参考書類の内容を知らせる必要はありません。取締役は株主総会参考書類に取締役会の意見を記載するよう請求することもできません。議決権行使書の集計も（総会の前日までに）少数株主が行います。議長選任手続も含めて、この総会は株主主導のものとなります。

4 総会招集費用の負担

前回説明したように、裁判所の許可を得て株主総会を招集した株主は、（厳格に解される）有益費用と認められない限り、総会招集費用を会社に求償できません。

それ以上に問題なのは、取締役が招集する場合です。取締役は、総会招集請求に合理性がないと判断する場合にも、株主主導の総会招集・運営により会社の利益が害されることを防止するため株主総会を招集することが少なくありませんが、株主にその費用負担を求めることはできません。

上場会社を念頭に、総会招集費用の合理的分担について解釈論的・立法論的検討が求められるように思われます。

●所属弁護士等

弁護士 中務嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 江藤寿美伶	弁護士 富川 諒 <small>(東京法律)</small>
弁護士 山越 勇輝	弁護士 新澤 純	弁護士 小宮 俊	弁護士 新 智博	弁護士 秋山絵理子 <small>(顧問)</small>	弁護士 宮本 庸弘	弁護士 榎本 辰則
弁護士 西川 昇大	弁護士 藤野 琢也	弁護士 下岸 弘典	弁護士 谷 崇彦	弁護士 土肥 俊樹	弁護士 山村 真吾	弁護士 中嶋 章人
弁護士 久保 貴裕	弁護士 檀淵 陽	※国際弁護士 アダム・ニューハウス <small>(オランダ)</small>	弁護士 森本 滋	弁護士 北川健太郎	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 八木 良一
カザン・ロマン <small>(オランダ)</small>	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊				